

第52回 人権を理解する 作品コンクール

法務局必着

令和6年 10/16 (水) ▶▶▶ 12/10 (火)

(各学校への提出期限は、それぞれの学校へお尋ねください。)

募集作品

ポスター・書道・標語

(それぞれの規格は裏面をご覧ください。)

テーマ

- ・男女差別 ・いじめ ・児童虐待 ・高齢者 ・障害者
- ・外国人 ・インターネットでの人権侵害 ・性の多様性
- ・その他人権に関するもの

対象者

愛知県内の小・中学生

(外国人学校、特別支援学校、義務教育学校及び中等教育学校を含む。)

昨年度の入賞作品です。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

中三
杉山
桃萌
**精友
神愛**

豊田市立猿投台中学校3年
杉山 桃萌



名古屋市立山田小学校3年
菅井 瑠衣

よく見てよ
容姿じゃなくて
素の私

蟹江町立蟹江小学校6年
田中 蘭

詳しい
募集要項は
名古屋法務局HPを
ご覧ください。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

主催 名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合
愛知人権啓発活動ネットワーク協議会
株式会社中日新聞社
後援 愛知県教育委員会・愛知県内各市町村教育委員会
協賛 株式会社名鉄百貨店・株式会社名古屋グランパスエイト

LINE人権相談

ひとりで悩まず相談してね

アカウント名「法務局LINEじんけん相談」
検索ID @linejinkensoudan



友達登録はこちら

応募作品 の規格

- ◎ポスター 四つ切り画用紙大(約39cm×54cm)
- ◎標語 A5(約15cm×21cm)・縦書き
- ◎書道 半紙大(約33cm×24cm)・楷書又は行書
- ※書道作品の裏打ちは原則禁止とし、半紙に学年及び氏名を記載してください。

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



応募方法

- ◎ポスター・書道 作品の裏面の右下に「応募票」を貼付
- ◎標語 「標語用紙」を使用するか、作品の表面に「応募票」を貼付
- 各学校で取りまとめ、「人権を理解する作品コンクール集計表」を添付して、下の応募先に持参又は送付してください(学校を介さずに提出された作品の受付はできません。)
- ※「応募票」等の各様式は名古屋法務局ホームページからダウンロードできます。

入賞発表

令和7年1月下旬頃に名古屋法務局ホームページ上で発表

賞の授与

- ◎最優秀賞30点以内 ◎優秀賞60点以内 ◎入選150点以内 ◎佳作300点以内
- 以上の入賞者には、表彰状及び副賞を授与します。
- ※各賞の点数は、ポスター・書道・標語の各入賞者数の合計です。

展示会・ 表彰式

- ◎展示会 令和7年1月30日(木)～2月3日(月)(全入賞作品を展示)
- ◎表彰式 令和7年2月2日(日)(対象:最優秀賞受賞者)
- ◎展示会・表彰式会場 **名鉄百貨店本館**

その他

- 応募できる作品は各部門1人1点です。1人でそれぞれの部門に応募できます。2人以上の合作は認められません。
- 応募作品は、未発表のもので他のコンクール等に応募予定のない作品に限ります。
- 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。
- 応募作品の著作権は、全て主催団体に帰属し、主催団体の許可なく作品を転載・発表することはできません。
- 応募作品は、返却しません。
- 主催団体が作品の転載・発表を許可する場合は、本人の許諾を求めません。
- 入賞作品については、作品、受賞者の学校名、学年及び氏名を公表するとともに、優秀賞以上の作品については、「人権作品集」に収録し、県内小中学校等に配布します。また、その他の応募作品についても、公表することがあります。
- 応募作品の個人情報については、本コンクールの目的以外での使用は一切いたしません。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

応募及び問合せ先

協議会	学校所在地	応募及び問合せ先	
名古屋	名古屋市・豊明市・日進市・長久手市・愛知郡東郷町・清須市・北名古屋市・西春日井郡豊山町	名古屋法務局 人権擁護部	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 TEL: 052-952-8111 (内線: 1465)
春日井	春日井市・瀬戸市・小牧市・尾張旭市	応募は、各市役所の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局春日井支局 TEL: 0568-81-3210	
津島	津島市・愛西市・弥富市・あま市・海部郡(大治町・蟹江町・飛島村)	名古屋法務局 津島支局	〒496-0047 津島市西柳原町3-10 TEL: 0567-26-2423
一宮	一宮市・江南市・稲沢市・岩倉市・犬山市・丹羽郡(大口町・扶桑町)	名古屋法務局 一宮支局	〒491-0842 一宮市公園通4-17-3 TEL: 0586-71-0600
半田	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・知多郡(阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町)	応募は、各市役所、町役場の人権擁護事務担当課宛てにお願いします。また、問合せは次のところでもお受けします。 名古屋法務局半田支局 TEL: 0569-21-1095	
岡崎	岡崎市・額田郡幸田町	名古屋法務局 岡崎支局	〒444-8533 岡崎市羽根町字北乾地50-1 TEL: 0564-52-6415
刈谷	刈谷市・碧南市・安城市・知立市・高浜市	名古屋法務局 刈谷支局	〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 TEL: 0566-21-0086
豊田	豊田市・みよし市	名古屋法務局 豊田支局	〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3 TEL: 0565-32-0006
西尾	西尾市	名古屋法務局 西尾支局	〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60 TEL: 0563-57-2622
豊橋	豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市	名古屋法務局 豊橋支局	〒440-0884 豊橋市大国町111 TEL: 0532-54-9278
新城	新城市・北設楽郡(設楽町・東栄町・豊根村)	名古屋法務局 新城支局	〒441-1385 新城市字八幡11-2 TEL: 0536-22-0437